

第2節 洪水による災害の発生防止又は軽減に関する事項

渡良瀬川圏域の河川において、沿川の人口・資産の状況、現況の流下能力、災害の発生状況等や群馬県その他河川とのバランスを考慮して、10年に1回程度発生すると予想される洪水による氾濫を防止することを目標とする。

ただし、桐生川は、築堤河道をなし、桐生市の市街地を流下する主要河川であるため、越水破堤した場合に想定される被害の発生状況を考慮して、昭和58年に完成した桐生川ダムの洪水調節機能とあわせて、概ね100年に1回程度発生すると予想される洪水による氾濫を防止することを目標とする。

渡良瀬川圏域内に発生する内水による家屋の浸水については、関係する市町村と連携を図って被害の軽減に努める。

第3節 河川の適正な利用と正常流量の確保に関する事項

景観や水質、動植物の生息・生育・繁殖を配慮した水環境の保全のため、また河川水の利用が支障なく行われるために最低限維持する正常流量¹について、桐生川において、大堰地点にて、かんがい期に0.13 m³/s、非かんがい期に0.12 m³/sを確保するよう努める。

なお、現状において、上流には桐生川ダムが整備済みであり、渇水時の補給など今後も適切な運用を図り、水環境保全及び水利用の安定を図る。

また、圏域本川である渡良瀬川は、利根川水系河川整備基本方針において、大間々地点で、かんがい期に概ね25 m³/s、非かんがい期に概ね7 m³/sの正常流量を設定している。

なお、その他の河川の具体的数値については、今後、流量調査、水利用実態調査等の状況の把握、詳細な河川水の利用状況の把握に努める。

¹ 正常流量：動植物の生息生育や水質の維持などに必要な流量（維持流量）と、かんがい（農業用）、水道、工業用水、水力発電などの水利用に必要な流量（水利流量）をあわせた流量で、河川の代表地点にて設定する。